

監査報告書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、併せて監督官庁との意見交換の機会も通じて情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、決議事項の内容の前提となる事情や、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従って会社の状況を正しく示しているものと認めます。

なお、当期における当社の通常の業務執行においては、中期経営計画の3本柱に基づく各施策について、当社の実情やリスク認識に応じ、PDCAサイクルを意識した運営が進められており、中堅中小企業支援、制度・サービス改善を通じた顧客満足度の向上、統合的リスク管理の深化、人的資本の拡充、システム更改や回収対応強化などから、一定の成果が認められます。また、単年度では成果が見えにくい中長期的課題への具体的な取組の進捗を見ても、新卒採用の安定化と育成進展を通じて業務の標準化・着実な運用を担う中間層の形成が進みつつあると認められます。他方、日米投資支援については、政策実現への貢献の観点から重要な取組ではあるものの、統合的リスク管理や人材を含む経営基盤に重大な影響を及ぼす可能性があることから、中期経営計画への影響を十分に見極めつつ、必要な経営資源の確保、体制整備、新たに創設される特別勘定への適切な計上が着実に行われることを、引き続き注視してまいります。

- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。

なお、当期においては、米国の関税政策を契機として、事業報告に記載された日米両政府間の合意枠組みに関し、日本政府の意向として当社の積極的な関与が求められたため、当社経営陣は特別な対応を迫られました。限られた当社の人的リソースの配分において極めて難しい判断に直面しつつも、日米投資支援部の新設等の組織的対応を迅速に進め、日米投資支援事業のリスクが他の海外事業展開支援に影響を及ぼすことを回避するため、特別勘定の設置その他一定の財政的な手当も講じており、現時点においては相応の対応がなされているものと認められます。

他方、日米両政府間の合意枠組みから想定される事業規模の大きさや現時点における対象案件の不透明性に照らすと、客観的には、当社の財務基盤が完全とは言えない可能性がある状況の下で、必ずしも十分とは解されない情報に基づき短期間に巨額の保険引受の経営判断を行わなければならない実態が存在していることは否めない、と考えられ、通常の業務執行における経営判断と同様に評価することが困難な側面があります。

したがって、同事業にかかる取締役の職務執行については、専ら政府が深く関わる事業に対して公的に支援を求められたということに依拠してその適法性・妥当性を評価する以外にない状況にあることを付言いたします。

現状においても、日米投資支援部に属する従業員等への負荷について看過し難い状況が窺われるところであり、上記合意枠組みに当社が関与し続ける中で、財務基盤の問題とともに、より具体的に当社の事業遂行を困難にする事態を招く諸事情が生じるおそれも

あることから、引き続き、株主である日本政府との緊密な連携の下で進められることが望まれます。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。業務プロセスの適正化等の取組がおおむね進展し、各部署への定着も認められます。

一方、日米投資支援に係る業務については、保険引受の判断基準や付保案件の意思決定における権限・責任・プロセス等の明確化がなお十分ではなく、また、従来の統合的リスク管理の枠組みではとらえきれないことから、日本政府の求めに応じて特別な対応で進められる業務の特性に応じたガバナンスやリスク管理の枠組みを早急に整備する必要があります。

加えて、特殊業務対応等による過酷な労働環境や、社内他部署との交流が希薄な閉鎖的環境においては、潜在的に、そうした環境に起因する事故や業務遂行上の支障の発生リスクが高まり得ることにも、十分留意する必要があります。なお、昨年指摘した海外拠点の位置づけや期待役割、ガバナンスに係る課題については、社内の正式な会議体において継続的な検討が行われており、一定の前進が認められます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月29日

株式会社日本貿易保険 監査役会

常勤監査役 大井麻理 

社外監査役 松井智予 

社外監査役 武井洋 